

令和5年10月からの変更点

1. 令和5年10月から多子計算に係る年齢制限が緩和されます!!

◎ホームページ番号：1003751に添付してありますパンフレットの3ページの「5.基準額及び補助金額一覧」と一緒にご覧ください

(令和5年9月まで)

区分	多子計算の年齢制限
所得階層D～Fの世帯 (パンフレット3ページ表参照)	小学3年生以下の兄・姉から数えて第何子になるか



(令和5年10月から)

区分	多子計算の年齢制限
所得階層D～Fの世帯 (パンフレット3ページ表参照)	18歳以下(※)の兄・姉から数えて第何子になるか

(※) 18歳以下の兄・姉の対象者

…子ども子育て支援法(平成24年法律6号)に定める「子ども」
(=18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子ども)
対象年度中に18歳を迎える方までが対象です。

(例)

令和5年9月まで		令和5年10月から	
兄(小学5年生)	計算対象外	兄(小学5年生)	第1子
姉(小学2年生)	第1子	姉(小学2年生)	第2子
私立幼稚園に通う園児	第2子	私立幼稚園に通う園児	第3子

2. 第2子以降の満3歳児の預かり保育料が補助されます

令和5年10月より預かり保育に対する補助を私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金でも行うこととなりました。対象となる方については下記をご参照ください

補助の対象となる方

(1) 武蔵村山市に居住・住民登録があり、園児と同世帯である。
(2) 預かり保育を利用している園児が第2子以降である。
(3) 園児の預かり保育料を負担している。
(4) 保育の必要性（下記参照）が確認できる。
(5) 課税世帯である。（非課税世帯の方は施設等利用給付の対象になります。）
(6) 満3歳児クラスに所属している。（満3歳の誕生日を迎えた月から対象です。）

補助金額

区分	補助単価（日額）	算定方法
令和5年度に満3歳に達する第2子以降の園児	450円	補助単価（日額）×預かり保育の利用日数

保育の必要性について

① 就労《外勤（パートを含む。）自営・内職等	1か月あたり48時間以上の就労をしていること。
② 母親の妊娠・出産	母親が出産の前後であること。（認定の対象となる期間は、原則として出産予定月を挟む前後2か月の合計5か月間。）
③ 疾病・負傷又は障害	児童の保護者が疾病若しくは負傷又は障害を有すること。
④ 介護又は看護	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
⑤ 災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれないこと。
⑥ 求職活動	日中の求職活動（起業の準備を含む。）を常態としていること。
⑦ 就学	職業訓練校・学校教育法に定める学校・専修学校等に在学し、勉学のため児童の保育に当たれないこと。（1か月あたり48時間以上の就学を常態としている。）
⑧ 社会的養護が必要な場合	虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要であること。

お問い合わせ先

武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課
保育・幼稚園係 幼稚園担当
〒208-8501
東京都武蔵村山市本町1丁目1番地の1
電話：042（565）1111 内線197